

令和3年度第4回 福島支部評議会の概要報告

1. 開催日時

令和4年1月13日（木）10：00～11：35

2. 開催場所

ユニックスビル会議室

3. 出席者

【評議員】

伊勢評議員、江花評議員、大村評議員、熊沢評議員（議長）、紺野評議員

佐久間評議員、宍戸評議員、渡邊評議員（五十音順）

4. 議題

(1) 令和4年度 福島支部保険料率について

(2) 令和4年度 福島支部の事業計画案および保険者機能強化予算最終案について

5. 議事概要

【定足数について】

事務局より評議員9名中8名の出席により、全国健康保険協会評議会規程第6条により「本評議会は有効に成立する」旨の報告を行った。

【議題について】

事務局より資料に基づき説明を行い、議長が各評議員に質問・意見を求めたところ、以下の議事のとおりとなった。

(1) 令和4年度 福島支部保険料率について

事務局から資料1に基づき、説明を行ったうえで、各評議員から意見を伺った。

【評議員】

来年度の保険料率に関する内容について、了承した。

【評議員】

内容については了承したが、令和2年度の精算について見込みよりも保険料収入が減少した理由はなにか。

また、本来は保険給付費の1か月分とされている準備金残高が、来年度末には6か月相当に積み上がるとの見込みとのことから、健診内容の充実について早急な検討・対応をお願いしたい。厳しい状況の中で保険料を納めている事業主の立場としてやはり「準備金の還元」についても考えていただきたい。様々な健康課題がある中で健診内容を充実させることが、加入者へ説明しやすいことに加え、加入者としてもメリットを感じやすく理解も得やすいのではないかと。準備金の在り方を課題として進めていただきたい。

【事務局】

保険料収入の減少については、新型コロナウイルスによる保険料納付猶予のほか、被保険者数および標準報酬月額減少によるものと考えられます。

【評議員】

来年度の保険料率に関する内容について、了承した。

【評議員】

労働者の立場として保険料率の引き上げは心配であるが、了承した。

【評議員】

内容については了承するが、他の評議員が指摘されたとおり、6か月相当に積みあがる準備金残高をみると、平均保険料率10%について今後検討が必要と思われる。

【評議員】

数字について3点質問よろしいか。

1点目は資料2ページのインセンティブ制度による保険料減算への寄与について、加算率0.007%、減算率0.031%であれば、0.023%ではなく0.024%ではないのか。

2点目は、資料4ページ中の図の精算による加算とインセンティブによる減算について再度確認したい。

3点目は参考に令和元年度の介護保険料率について伺いたい。

全体的な内容は了承するが、他の評議員がおっしゃったとおり、実効ある保健事業の充実を進めていただきたい。

【事務局】

1点目のご質問について、保険料率については端数処理により数字が合わないものです。

2点目のご質問について、令和2年度の精算により0.03%が保険料率に加算されます。また、共通料率4.71%からインセンティブ制度による減算0.023%を差し引いた結果が4.68%となります。

3点目のご質問である令和元年度の介護保険料率は1.73%でした。

【評議員】

来年度の保険料率については了承した。

資料6ページのところにある福島支部の平均標準報酬月額推移について、令和3年9月に上がったのは算定以外の要因は何かあるのか。

【評議員】

標準報酬月額が令和3年9月に上がったのは算定によるもので、例年どおりの傾向です。逆に令和2年度は9月になっても横ばいでありイレギュラーなものでした。

【評議員】

全国的に保険料率の差が広がったという説明があったが、インセンティブ制度による効果と理解している。第6期アクションプランに向けて検討されている3つの項目がインセンティブ制度に繋がると思われることから、結果に一喜一憂することなく、着実な実行をよろしく願いしたい。

【評議員】

調整前に10.08%であった数字が、年齢・所得調整に加えてインセンティブ制度によって最終的に9.65%まで下がっている。インセンティブ制度により保険料率の引き上げを少しでも抑制できたのであれば、それは努力の結果として尊重したく、保険料率について了承する。

ただし、10年ぶりの引き上げがイレギュラーなことなのか、今後も続いていくのか、見通しについて伺いたい。

【事務局】

医療給付費が減少することは考えにくく、保険料率は今後も徐々に上がっていくものと考えます。また、原発事故による医療費免除により一定基準を上回った福島支部の医療費の一部を、現在は全国の支部に負担していただいておりますが、医療費免除が終了となった際には福島支部保険料率に跳ね返るものと推測しています。

【議長】

各評議員から一通り意見を伺い、令和4年度の保険料率について了承とのことだったが、複数の方から意見があったとおり、準備金残高が積みあがる中での保険料率引き上げであり、更なる保健事業の充実について尽力いただきたい。それと抱き合わせでの了承だと申し上げておきたい。

【評議員】

介護保険料率は今回一気に下がった印象を受けた。健康保険料率の今後の見通しについて引き下げはなかなか難しいとのことであったが、介護保険料率の見通しはどうか。

【事務局】

介護保険料は単年度収支になっており、支出が多くなるとの見込みがあれば、保険料率は上がることとなります。コロナ禍でなければ、介護給付費は年々増加しておりますので、介護保険料率も上がるのが自然なことです。前年度は保険料収入が不足することを見越し料率を引き上げて収入を確保しましたが、不足が解消されたことにより料率が下がったものです。

不足が見込まれば保険料率を引き上げる、多くとりすぎた場合は調整をして保険料率を引き下げることとなります。

また、準備金に関する補足ですが、法令上「未処理損失のてん補」以外の理由による準備金残高の取り崩しは認められておりません。準備金の還元については、運営委員会においても意見が出されておりますが、保健事業の更なる充実によって支出が増加すると収支差が縮まり、準備金の積み上げを抑えることに繋がります。

皆様からお預かりした貴重な保険料であることを念頭に、皆様の健康づくりに繋がる更なる保健事業に取り組んでまいりたいと思います

→令和4年度健康保険料率について、評議会として了承いただく。

(2) 令和4年度 福島支部の事業計画案および保険者機能強化予算案について

事務局から資料2・3に基づき、説明

【評 議 員】

(資料2:5 ページ目 グレー部分 6行目) 保険証回収と債権回収について、レセプト振替サービスとはなにか。また、レセプト振替サービス開始により、KPI 達成の困難度が高くなるのはなぜか。

【事 務 局】

今までは資格喪失や月途中で資格切り替えがあった場合も、提示した保険証の保険者にレセプトが請求されることにより返納金が発生していました。レセプト振替サービスは、支払基金において受診日を確認したうえで、現在の加入保険者へレセプト請求を振り分けるものになります。しかし、新たな保険証の情報を支払基金が把握していないと対応はできません。

レセプト振替サービスの開始に伴い保険者間調整が減りますと、回収が難しい案件が返納金債権として残るため、KPI である債権回収率はなかなか上がりにくくなるものと考えられます。

→令和4年度 事業計画案および保険者機能強化予算案について、他に質問なく、評議会として了承いただく。